

国保だより

NO.74

発行：野田市 国保年金課 ☎ 7125-1111 内線3115～3121 平成25年4月1日

国保に加入する方・脱退する方

届出はお忘れなく

4月は、就職や入学、転出・転居など異動の多い時期です。国保に加入するときや、やめるときは、14日以内に届出をお願いします。

国保に加入するとき

- 他の市区町村から転入してきたとき
- 退職などで職場の健康保険などをやめたとき
- 健康保険の被扶養者でなくなつたとき
- ◆ 他の市区町村に転出するとき
- ◆ 職場の健康保険などに加入了したとき
- ◆ 健康保険の被扶養者になつたとき

平成25年度 国保税率等

区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
所得割	7.16%	1.84%	1.5%
資産割	5%	なし	なし
均等割額	26,200円	10,000円	12,200円
平等割額	25,000円	なし	なし
課税限度額	51万円	14万円	12万円

※25年度の税率等は据置きです。

加入の届出が遅れると

- 被保険者証（保険証）がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

また、加入すべき月（退職の翌日、転入日等）まで遅つて国保税を納めなければなりません。国保税の納税義務は、届出した日ではなく、異動した日に発生します。

届出に必要なもの

- 職場の健康保険をやめたとき
 - ①退職証明書又は健康保険の資格喪失証明書など
 - ②年金手帳（60歳未満の方）
 - ③本人確認できるもの（運転免許証等）
 - ④退職者医療制度の対象となる場合は、年金証書（詳しくは、3ページをご覧ください）
- 職場の健康保険に加入了したとき
 - ①国保の保険証
 - ②職場から交付された健康保険証

届出窓口

市役所国保年金課（5番窓口）

関宿支所、出張所

注 退職者医療制度の手続は、出張所では取り扱っておりません。

◆ やめる（脱退）届出が遅れると
国保の資格が無くなつているにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国保で負担した医療費を後で返していただくことになります。
また、いつまでも国保加入者として資格が継続するため、国保税がかかり続けます。

職場の健康保険に加入了した場合、職場から市役所には連絡が来ませんので、必ず届出が必要です。国保の脱退は、自動的には切り替わりませんので、ご注意ください。

4月は窓口が混雑いたします。届出の内容によっては大変お待たせするところございますので、ご理解の程よろしくお願いします。



国保税の納付はお済みですか？

**国保税の納付は
便利な口座振替で!!**

平成24年度の国保税の納期は第8期まで終了いたしました。未納がある方は早急に納付をお願いします。

国保税に未納がある方には、督促状、催告書等を発送し、自主納付や納付相談の案内をしています。それでも納付されない場合は、有効期間の短い保険証を交付し、さらに滞納が続くと被保険者証の返還を求めるとともに、被保険者証に代えて被保険者資格証明書(医療費等は、一旦全額自己負担になります)を交付します。



特別な事情があり未納分の一括納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、滞納のままにせず、早めに収税課で納付相談をしてください。

[納付相談窓口・日時]

市役所本庁 2階 収税課

月曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

月曜日
午前8時30分から午後5時15分まで

関宿支所 1階 収税課
月曜日から金曜日まで

午前8時30分から午後5時15分まで
※土曜日・国民の休日・年末年始は除きます。

納付できる国保税は、25年4月以降に発行する納付書等からです。
た。

納付が可能となりまし

た。

た。

■ 対象者

当該年度の4月1日現在野田市の国保に入っている40歳から74歳までの方

【特定健診についての問合せ】
保健センター TEL 7125-1188

第2期

特定健康診査等実施計画を策定

～6月中に受診券を送付します～

■ 健診実施期間

7月1日から10月31日まで

(市内指定医療機関の休診日を除く)

■ 健診実施場所

市内指定医療機関(受診券に記載)
診療日や時間などをご確認の上、

■ 健診内容

問診・計測・診察・

血圧測定・脂質代謝
検査(コレステロール等)・肝機能検査・

血糖検査・貧血検査・
腎機能検査・尿検査など



■ 健診費用

800円

■ 特定保健指導の実施

市の特定健康診査の受診結果からご本人が健康状態を理解し、生活習慣改善のための取組を継続的に行えるよう保健師、管理栄養士等がサポートします。生活習慣病のリスクにより動機付け支援、積極的支援を行います。



該当者には、特定保健指導の案内を送付します。

退職者医療制度の届出について

～会社などを定年退職後に

国保に加入する場合～

長年会社などに勤めていた方が、退職などで医療の必要性が高まる年齢になつてから国保に加入すること

で、国保の医療費負担は増大します。このような医療保険制度間格差を是正するため、国保には「退職者医療制度」があり、その対象となる方の医療費は、現役時に加入していた健康保険から拠出される交付金により賄われます。退職国保と一般国保で国保税額や窓口負担に違いはありませんが、対象となる方に適正に制度へ加入していただくことで、国保の負担が軽減され、国保税の引上げ等を抑制する効果があります。対象となる方は、届出をお願いします。

●対象となる方

- ◇退職被保険者（退職した本人）
- ①年齢が65歳未満

還付金詐欺に、ご注意ください

市役所や旧社会保険事務所の職員を名乗る者からの、不審電話が多発しています。

「以前、お知らせした医療費の還付手続がまだお済みでないようなので連絡しました。今日が締め切りです。急ぐので、ATMを使って返金します。」などと電話で話し、ATMに誘導し、お金を取り込まれようとするものです。

- ATMの操作を求める電話は、「詐欺」と考え、要求に従わずに、すぐに左記へご相談ください。
- 野田警察署TEL7125-0110
- 振り込め詐欺相談専用ダイヤル

TEL 0120-494-506

②厚生年金共済年金などを受けられる方で、その加入期間が20年以上（又は40歳以降に10年以上）ある。

◇退職被扶養者（扶養家族）

- ①年齢が65歳未満
- ②退職した本人の配偶者、又は三親等以内の同居の親族である。
- ③退職した本人により生計が維持され、年間収入が130万円未満（60歳以上の方、障がいの方は180万円未満）

世帯の所得状況によっては、国保税の軽減が適用になる場合や、医療費の月額の上限額（高額療養費自己負担限度額）が下がる場合があります。国保加入者で収入が無い方や少ない方、又は確定申告や年末調整で扶養となつている方も必ず所得の申告をするようお願いします。

世帯の所得状況によっては、国保税の軽減が適用になる場合や、医療費の月額の上限額（高額療養費自己負担限度額）が下がる場合があります。国保加入者で収入が無い方や少ない方、又は確定申告や年末調整で扶養となつている方も必ず所得の申告をするようお願いします。

保険証は医療機関等の窓口で必ず提示を

施設利用券の交付を開始しました

【申請受付】4月1日から

【申請窓口】国保年金課、関宿支所、各出張所

【交付対象者】国保に加入する満45歳以上75歳未満の方

ただし、国保税に未納があると交付できない場合があります。
※申請時に保険証を持参してください。

平成24年8月から、保険証の番号が7桁から8桁に変わりました。医療機関等を受診するときは、必ず窓口に保険証を提示してください。

平成24年8月から、保険証の番号が7桁から8桁に変わりました。医療機関等を受診するときは、必ず窓口に保険証を提示してください。

協会けんぽは、主に中小企業に勤務されている方とそのご家族が加入されている健康保険です。

平成25年度の保険料率は、24年度保険料率と同じ保険料率（千葉支部は9・93%）となりました。

【問合せ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）
千葉支部企画総務グループ
TEL 043-308-0522

国保だよりは、
野田市ホームページから
閲覧、印刷ができます。

所得の申告を!!

国保ぶら講座



ほくらも医療費の審査員？の巻

Q 病院で領収書の他に「診療明細書」をもらつたよ。（これはどうすればいいの？）

A これは、医療の透明化や患者への情報提供の推進のため発行されるようになったものだ。（※一部例外あり）領収書だけではわからない受けた検査の項目、薬の種類など、詳しい内容やその費用がわかるようになつたんじゃ。

Q 医療費は国保でも審査しててんどうしよう？ほくらが見る必要あるのかなあ？

A 医療機関からの請求は、まず審査支払機関で専門の審査員による審査を受けるよ（一次審査）。その後、国保に請求が届き、国保でも再審査を行つて

いる（二次審査）。ただ、それだけではわからないこともあるから、市から送付する医療費通知とあわせて、受診者本人にも診療明細書へ目を通して欲しいんじや。

家計と国保のお財布を守る一番の審査員はあなたです。
医療費の適正化にご協力をお願いします。

医療費 OX クイズ

6問中何問正解できるか
挑戦してみましょう!

1

休日や夜間に受診すると
医療費は高くなる

解説

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心がけましょう。

(正解○)

2

同じ疾患で、何か所も医療機関にかかるのを『はしご受診』という

解説

「はしご受診」や「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりではなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。

(正解○)

3

医師に相談しないとジェネリック医薬品に変更できない

解説

処方せんの変更不可欄に医師の署名がある場合を除き、原則、薬局で変更できます。ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。

(正解×)

4

職場の健康保険に加入したが、新しい保険証が届かないで国保を使って受診している

解説

まずは医療機関等へ、保険証がまだ届いていない旨を申し出ましょう。一旦医療費の全額を支払うことになった場合は、職場の健康保険から払い戻しを受けることができます。国保の保険証は使用できません。

(正解×)

5

単なる肩こりは接骨院では健康保険の適用にならない

解説

接骨院や整骨院は医療機関ではないので健康保険が使える範囲が限られています。健康保険が使えるのは外傷性の負傷の場合です。柔道整復師にかかる際は、負傷原因を正確に伝えましょう。

(正解○)

6

交通事故でけがをしたので国保へ連絡してから受診した

解説

交通事故や第三者から傷病を受けた場合は必ず国保に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

(正解○)

何問正解できましたか？

国民医療費は、近年増加傾向が続いている。その要因として、高齢化や医療技術の高度化などがあげられます。

病院や接骨院等を受診するときの一人一人の心構えが、医療費の節約につながります。国保事業の安定のため、みなさんもぜひ、医療機関等の適正受診に努めていただきますようお願いします。

上手に
お医者さんに
かかりましょう！

